

特定非営利活動法人秋田県安全運転者センター

理事長 菊地 浄 様

秋田県あきた未来創造部

地域の元気創造課長 坂本雅和

市民への説明要請について

貴法人は、3年以上にわたって特定非営利活動促進法（以下「NPO法」という。）第29条第1項の規定による事業報告書等（以下「事業報告書等」という。）の提出をしていません。

つきましては、別添の「事業報告書等の期限内提出がない特定非営利活動法人に対する取扱いについて」に基づき、下記1について、下記2により市民への説明を実施するとともに、当該説明の実施状況及び内容等を書面により当課まで報告するよう要請します。

市民への説明は、NPO法の趣旨に鑑み、特定非営利活動法人が自らに関する情報を公開するものです。このため、当課に提出された文書は、広く市民間で情報が共有されるよう、また所轄庁における手続きの透明性を確保する観点から、県のホームページにて公表します。

なお、期限が過ぎても書面が提出されなかった場合にもその旨を掲載して公表します。

1. 説明していただきたい内容

- (1) 3年以上にわたって事業報告書等を所轄庁に提出していない理由
- (2) 今後の提出の予定

2. 説明の実施方法

市民への説明は自主的に実施されるべきものであり、実施方法については、貴法人の判断に委ねられます。実施方法としては、以下のような例があるほか、説明内容を記載した文書を当課へ提出し、県のホームページに掲載することによって代替することも可能です。

- ・貴法人の事務所において、誰でも閲覧可能な状態で説明文書を備え置くこと。
- ・貴法人が運営するホームページ上において、説明文書を掲載する。
- ・適切な人数を収容できる会場において説明会を開催する。

3. 市民への説明及び当課への書面送付期限

平成30年11月9日（金）

<担当>

秋田県あきた未来創造部域の元気創造課
地域協働推進班 齋藤

TEL：018-860-1245

FAX：018-860-3875

Mail：chikatsu@pref.akita.lg.jp